

# 土佐清水ジオパークにおける資源の保全計画

土佐清水ジオパーク推進協議会

令和4年4月15日制定

## 1. 保全計画策定の背景と目的

土佐清水ジオパークが対象としている土佐清水地域の地質は、3800万年前までに作られた付加体を基盤として、日本海拡大時の1700万年前頃に堆積した三崎層群、1300万年前頃作られた足摺岬花崗岩体から構成されています。その後の大地の隆起や風化浸食により複雑な地形が形作られ、変動する大地を感じ取ることができる場所となっています。また、足摺半島の南沖に広がる浅い海底地形と黒潮の出会いが、好漁場を含む豊かな生態系を育み、私たちの暮らしに恩恵をもたらしています。同時に土佐清水地域においては、地震・津波、洪水・土砂災害といった自然災害が繰り返し発生していることに加え、近年では地球温暖化など地球規模の気候変動の影響も見え始めるなど、地域へのリスクも併せて考えていく必要があります。

第1期土佐清水ジオパーク基本計画（2022年4月策定）（以下、「基本計画」という。）に基づく前期アクションプランでは、地形、地質遺産といった「大地の遺産」や、大地とのつながりの上に成り立っている生態系や文化的に重要な場所をサイトとして定め、保全を図ることとしています。このため土佐清水ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）は、土佐清水ジオパーク内の重要な資源の保全に関するルールやモニタリング調査の手順を「土佐清水ジオパークにおける資源の保全計画」として決めました。

## 2. サイトの保全管理の基本的な考え方

土佐清水ジオパークにおける資源の価値を損なうことのないように、かつ適切な活用につながるように、5. に定める地質・地形サイト（ジオサイト）、自然サイト、文化サイトを構成する資源を保全管理することが重要です。このためにサイトごとに定める頻度で定期的に、または随時にモニタリングを行います。

### （1）地質・地形の保全

当地域の大地の変動を記憶する遺産を将来にわたって継続的に利用可能な状況に保つため、地形改変を伴う開発行為あるいは地質物品の取引等の事業に注意を払い、持続可能な発展につながるよう利害関係者との対話を進めます。また、定期的または随時のモニタリングを通じ、現状を維持する場所、対策を要する場所、立ち入りを制限する場所を整理し、必要な対策を講じます。

### （2）生態系の保全

当地域において育まれた多様な動植物は貴重な財産であり、特に自然サイトに挙げたものについては関係法令に基づく保全を行うほか、定期的また

は随時のモニタリングを通じ、生態の変化を記録するなどして保全に努めます。

### (3) 保全意識の高揚

自然災害による地形の損壊、海岸へのごみの漂着などサイトの状況も様々な要因で変化します。協議会は学識者や専門家の協力を得て地域住民、関係団体との情報共有を密にし、サイトの状況把握に努めるとともに、保全活動のための学びの機会を住民・関係団体の皆さんと共に作ります。

### (4) 関係する法令の遵守

土佐清水ジオパーク内の資源の保護・保全にあたっては関係する法令を遵守します（別添参考）。

## 3. 計画の期間

本保全計画の期間は「基本計画」の期間に合わせ、2029年度までとします。

## 4. 保全管理の主体

保全管理は協議会計画・保全部会が担い、協議会事務局が中心となってサイトのモニタリングを実施します。保全事業を効果的に実施するため必要がある場合には協議会の構成員あるいはそれ以外の者にも協力を求めることとします。計画・保全部会は2年ごとにモニタリング結果を点検し、保全管理の検討を行います。

## 5. 対象とするサイト

対象とするサイト（ジオサイト、自然サイト、文化サイト）は別表及び別図のとおりです。関連するサイト解説版も対象とします。それぞれのサイトについてサイトカルテを作成します。

## 6. サイトの管理方法

サイトの管理を行う上で基本となるモニタリング及び保全の方法、異常発生時、教育・学術目的の採取行為への対応については以下に定める通りとします。モニタリングの結果については別添のサイトモニタリング記録書（以下、「記録書」という。）に定めます。

### (1) モニタリングの方法

モニタリング項目は以下の通りとします。

共通項目

すべてのサイトにおいて共通して評価する項目は以下の通りです。

1) 景観

- ①雑草の繁茂、ゴミや落書きによって景観が損なわれていないか。
- ②景観を損なうような大きな土地改変や構造物の設置はないか。

2) 設備・アクセスルート

- ①サイトまでの遊歩道・アクセス路は良好か。通行に支障のある個所や危険個所などはないか。
- ②駐車場は利用可能な状態か（駐車場が整備されているサイトのみ）
- ③トイレは利用可能な状態か（トイレが整備されているサイトのみ）
- ④案内板や解説板の破損・劣化はないか（案内板・解説板が設置されているサイトのみ）

3) 管理者・所有者

- ①所有者の変更はないか。
- ②管理者の変更はないか。

4) 法令等

- ①適応される法令等に変更はないか。

定点モニタリング項目

サイトの価値を担保する地質体、露頭あるいは建造物や動植物、景観などの状態を確認するための定点を必要に応じて設定します。モニタリング定点、対象、観察のポイントは専門家の助言のもと個別のマニュアルに定めます。

モニタリングの頻度

モニタリングの頻度は、下表に定める通りとします。

ジオサイト	2年に1回
自然サイト	1年に1回
文化サイト	1年に1回

なお、事務局員がサイトを訪問する際、あるいはジオガイド等協議会の構成員がサイトを訪問する際にも随時モニタリングを実施することとします。

モニタリングの結果については、事務局において整理し、4. に定める通り2年ごとに保全・計画部会により点検をします。

(2) 保全の方法

サイトの価値を損ねないために、サイトの管理者と協議の上、管理者、協議

会の構成員等による除草、清掃等サイトの周辺の保全を定期的に行うこととします。また協議会は機材の提供等必要な支援を行うこととします。

(3) 異状発生時の対応

サイト及びその周辺で落石や崩落等地形の異常を確認した場合の連絡先はサイトの管理者または協議会事務局とします。連絡を受けたサイトの管理者は協議会事務局に連絡するものとします。異常の連絡を受けた事務局は危険箇所への立ち入り制限等安全の確保について管理者と協議するとともに、ホームページ等を通じて異常発生の周知を測るものとします。

(4) 教育や学術調査における採取行為への対応

多くのサイトにおいて、岩石・鉱物、動植物等の資料採取が法令で禁止または制限されています。教育目的、学術調査目的のための資料採取を行う者に対して、事務局は必要な手続きについて助言等を行います。

別表 サイト一覧

地質・地形サイト

管理番号	サイト名称	時代区分
G01	在岬	前期中新世以前
G02	豊石	前期中新世以前
G03	尻貝の浜	前期中新世以前
G04	加久見の含礫泥岩	前期中新世以前
G05	叶崎	前期中新世以前
G06	今ノ山	前期中新世以前
G07	松崎・落窪海岸	中新世前弧海盆
G08	千尋岬	中新世前弧海盆
G09	竜串海岸	中新世前弧海盆
G10	爪白海岸	中新世前弧海盆
G11	弁天島	中新世前弧海盆
G12	三崎断層	—
G13	赤礫・白礫・黒礫	中新世火成活動
G14	足摺岬	中新世火成活動
G15	白山洞門	中新世火成活動
G16	女城鼻	中新世火成活動
G17	唐人駄場	中新世火成活動
G18	白礫	中新世火成活動
G19	あしずり温泉	—
G20	布の蹠跢層群	鮮新世以降
G21	下ノ加江の河成段丘	鮮新世以降
G22	大岐の蹠跢層群	鮮新世以降
G23	津呂・窪津の海成段丘	鮮新世以降
G24	唐船島	鮮新世以降
G25	鹿島	鮮新世以降

自然サイト

管理番号	サイト名称
E01	大岐の浜
E02	足摺岬の椿群落
E03	松尾のアコウ
E04	竜串湾
E05	マルバテイショウソウ保全地

文化サイト

管理番号	サイト名称
C01	清水の名水
C02	吉福家住宅

C03	松尾金比羅宮石灯籠
C04	自然災害碑群
C04-1	五味天満宮地震碑
C04-2	清水中浜峠池家墓碑
C04-3	清水中浜恵比寿神社地震碑
C04-4	三崎浦震災供養石仏
C04-5	三崎十字橋碑
C04-6	三崎平ノ段震災記念碑
C04-7	下川口春日神社地震碑
C04-8	下ノ加江復旧記念碑
C04-9	下ノ加江洪水記念碑
C04-10	五味天満宮天災記念碑
C04-11	下ノ加江水害記念碑
C04-12	三崎川堤防復旧記念碑
C04-13	下川口災害一周年記念碑
C04-14	下川口郷災害記念碑
C04-15	下川口西南部豪雨災害七周年記念碑
C04-16	旧下川口橋親柱
C04-17	下川口沢抜けの流木
C04-18	宗呂芝岡安吉墓
C04-19	貝ノ川西南豪雨水害記念碑
C04-20	伊佐漁港高波災害標識

## 別添 参考 関連法令

### 関係する法令により保護・保全されているサイト

#### ○自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）

##### ●足摺宇和海国立公園（昭和 47 年 11 月 10 日指定）

- ・ 第一種特別地域・・・「G05 叶崎」、「G10 爪白海岸」、「E01 大岐の浜」
- ・ 第二種特別地域・・・「G01 在岬」、「G02 畳石」、「G03 尻貝の浜」、  
「G07 松崎・落窪海岸」、「G13 赤簀・白簀・黒簀」、  
「G17 唐人駄場」、「G23 津呂・窪津の海成段丘」、  
「C01 清水の名水」
- ・ 特別保護地区・・・「G08 千尋岬」、「G09 竜串海岸」、「G11 弁天島」、  
「G14 足摺岬」、「G15 白山洞門」、「G16 女城鼻」、  
「G18 白簀」、「E02 足摺岬の椿群落」
- ・ 海域公園地区・・・「E04 竜串湾」
- ・ 普通地域・・・「G19 あしずり温泉」

#### ○文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

##### ●天然記念物

- ・ 唐船島の隆起海岸（昭和 28 年 11 月 14 日指定）・・・「G24 唐船島」
- ・ 千尋岬の化石漣痕（昭和 28 年 11 月 14 日指定）・・・「G08 千尋岬」
- ・ 松尾のアコウ自生地（大正 10 年 3 月 3 日指定）・・・「E03 松尾のアコウ」

##### ●重要文化財

- ・ 吉福家住宅（平成 11 年 5 月 13 日指定）・・・「C02 吉福家住宅」

#### ○高知県文化財保護条例(昭和 36 年県条例第 1 号)

##### ●天然記念物

- ・ 白山洞門（昭和 28 年 1 月 16 日指定）・・・「G15 白山洞門」
- ・ 見残湾の造礁サンゴ（昭和 39 年 6 月 12 日指定）・・・「E04 竜串湾」

##### ●名勝

- ・ 竜串（昭和 28 年 1 月 29 日指定）・・・「G09 竜串海岸」

#### ○土佐清水市文化財保護条例(昭和 32 年条例第 10 号)

##### ●天然記念物

- ・ 大岐のカカツガユ（昭和 34 年 2 月 20 日指定）・・・「E01 大岐の浜」
- ・ 足摺岬のピロウ群落（昭和 34 年 2 月 20 日指定）・・・「G14 足摺岬」
- ・ 足摺岬のクワズイモ群落（昭和 34 年 2 月 20 日指定）・・・「G14 足摺岬」
- ・ 松崎のハマユウ群落（昭和 34 年 2 月 20 日指定）・・・「G07 松崎・落窪海岸」
- ・ 津呂のモッコク（昭和 59 年 2 月 15 日指定）・・・「G23 津呂・窪津の海成段丘」
- ・ 鹿島神社社叢（平成元年 12 月 25 日指定）・・・「G25 鹿島」

●有形文化財

- ・松尾金毘羅宮石灯籠（昭和47年4月30日指定）・・・「C04 松尾金毘羅宮石灯籠」
- ・土佐清水市域・近世近代自然災害碑（令和2年11月27日指定）  
・・・「C04 自然災害碑群」（1,2,3,5,8,9,10,11,12a,b,c,e,h,i,j,k,l,n）

○森林法（昭和26年6月26日法律第249号）

- 保安林・・・「G03 尻貝の浜」、「G08 千尋岬」、「G09 竜串海岸」、「G10 爪白海岸」、「G18 白簪」、「G21 下ノ加江河成段丘」、「G23 津呂・窪津の海成段丘」、「E01 大岐の浜」

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）

- 鳥獣保護区・・・「G01 在岬」、「G09 竜串海岸」、「G10 爪白海岸」、「G11 弁天島」、「G13 赤簪・白簪・黒簪」、「G15 白山洞門」、「G16 女城鼻」、「G17 唐人駄場」、「G19 あしずり温泉」、「G21 下ノ加江河成段丘」、「G23 津呂・窪津の海成段丘」、「E03 松尾のアコウ」、「E04 竜串湾」、「C02 吉福家住宅」、「C04 松尾金毘羅宮石灯籠」  
特別保護地区・・・「G06 今ノ山」、「G08 千尋岬」、「G14 足摺岬」、「G18 白簪」、「E02 足摺岬の椿群落」

○高知県うみがめ保護条例（平成16年3月30日条例第1号）

- 生育地等保護区  
・大岐浜うみがめ生育地等保護区・・・「E01 大岐の浜」

別添 サイトモニタリング記録書

サイト名	
モニタリング年月日	20 年 月 日 (午前/午後 時)

共通項目

景観	雑草の繁茂	有 / 無
	ゴミの散乱	有 / 無
	落書き	有 / 無
	土地の崩落・改変	有 / 無
	建造物の設置	有 / 無
設備・アクセスルート	遊歩道・アクセスルート	可 / 不可
	駐車場	可 / 不可 / 無
	トイレ	可 / 不可 / 無
	案内板	良 / 不良 / 無
全体的なサイトの状況		

定点モニタリング

有 / 無	(有 の場合は写真またはスケッチを添付)
-------	----------------------

モニタリング実施者 (氏名・連絡先等)	
------------------------	--

事務局受付	受付日
	担当